

令和7年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務仕様書

1 目的

あおもり米（青天の霹靂、「はれわたり」、「まっしぐら」）の全国における認知度向上と消費拡大を図るため、SNS等で情報発信するプロモーション活動を展開し、青森県民に愛され、全国の消費者に選んでもらえるあおもり米を目指すものである。

【プロモーションにおける各品種の位置付け】

名称	位置付け
青天の霹靂	<ul style="list-style-type: none">あおもり米全体の知名度や評価の向上をけん引する、あおもり米のエース品質の徹底管理と希少性を強みとした高級ブランド米
はれわたり	<ul style="list-style-type: none">これまでの県産米にはない食味の特徴（柔らかさ・強い粘り）を持つ新たなあおもり米本県が美味しい米の産地であることを強くPRできる「青天の霹靂」に次ぐ良食味米
まっしぐら	県外を中心に多様な需要に応えることができ、値頃感かつ良食味を強みとした、あおもり米の屋台骨

2 委託業務名

令和7年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務

3 業務概要

(1) 共通項目

- 本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。
- 受託者は、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人数を配置すること。
- 独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。

(2) 「あおもり米」プロモーション動画の制作

- プロモーション動画は、「青天の霹靂」「はれわたり」「まっしぐら」の魅力を総合的に紹介する内容とし、各品種の位置付けを反映すること。
- 企画及び構成は、プロポーザルでの提案内容を基に協議を行い、内容を決定する。また、次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア 資料・素材の収集

イ 肖像権や著作権について必要な手続（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（Youtube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）に当たり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

- ・ プロモーション動画は、店頭のほか多様なメディアで使用することを想定し、映像解析度 FullHD (1920×1080) 程度、時間は 15 秒～30 秒で制作すること。また、本動画は、契約終了後も 2 年程度は継続して使用できるものとする。
 - ・ 制作したプロモーション動画は、デジタルデータ (mov、mp4 等) とし、電子記録媒体 (DVD、USBメモリ 等) で令和 7 年 9 月 12 日 (金) までに 1 部納品すること。なお、走査線の表示方式については別途協議すること。また、走査線の表示方式以外の映像規格についても、変更を指示することがある。
- (3) SNS (Instagram、Facebook) を活用した情報発信及びキャンペーン等の運営
- ・ Instagram (@aomorimaiseiten_no_hekireki) 及び Facebook (あおもり米「青天の霹靂」) を活用し、あおもり米の魅力を効果的な方法で情報発信すること。
 - ・ 本業務の主要なターゲットは 20～40 歳代とし、ターゲット層が興味・関心を持つ投稿記事を作成するほか、購買につながる販促キャンペーン等を企画・運営すること。
 - ・ SNS への投稿記事は、受託者が委託者と企画会議等を行い、受託者が作成すること。また、イベントやプロモーション告知だけではなく、投稿数の多いハッシュタグを調査するなど、多くの閲覧が見込めるような内容にすること。
 - ・ 投稿は、令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月までに、週 1 回を目安とし、ターゲット層のより多くの方が閲覧しやすい曜日や時間帯に行うこと。なお、投稿する内容は、事前に委託者と協議するとともに、委託者、受託者双方で情報や必要な画像等を収集する。
 - ・ 随時、フォロワー数やエンゲージメント数を増やすための工夫をすること。
 - ・ 受託者は、投稿記事の月次報告を行うこととし、投稿内容に関する報告のほか、フォロワーの属性やリーチ数、インプレッション数、クリック数等を分析し、その結果報告及び課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。
 - ・ 販促キャンペーンは、受託者が委託者と企画会議等を行い、受託者が企画すること。
 - ・ 販促キャンペーンに使用するノベルティグッズ等は、受託者が委託者と協議の上、製作すること。
- (4) あおもり米を PR する販促資材の制作
- ・ 「青天の霹靂」、「はれわたり」、「まっしぐら」をメインビジュアルとしたポスター (各 1 種類) をデザインし、B2 サイズで印刷・裁断、納品すること。なお、部数は各 1,000 部とし、令和 7 年 9 月 12 日 (金) までに納品すること。
 - ・ デザインはデジタルデータ (ai 形式等) で制作・保存し、電子記録媒体 (DVD、USBメモリ 等) に格納して 1 部納品すること。この時、汎用的に閲覧できるカンパデータ (PDF 形式等) を添えること。
 - ・ 上記のほか、当該デザインを実際に製作する場合の仕様詳細に関する情報を記載した資料を 1 部添付すること。
- (5) 活動計画及び業務報告書の作成
- 委託者と受託者が協議の上、次のように活動計画書及び業務報告書 (提出部数 :

2部)を作成し、併せて電子記録媒体(DVD等)を提出すること。

ア 当初(契約直後)

委託者と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

イ 中間期

11月末までの実績について、令和7年12月17日(水)までに提出する。

ウ 年度末

最終的な実績報告を、令和8年3月25日(水)までに提出する。

4 委託業務の条件

(1) 経費

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、青森県個人情報の保護に関する条例(令和5年3月青森県条例第3号)、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱(令和6年5月8日改正)を遵守しなければならない。

(6) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入する成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という。)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(9) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した

場合は、受託者においてその責めを負うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

6 その他

- (1) 企画提案書の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 効果的な情報拡散が見られる場合は、SNSの他、企画提案者の負担においてウェブなどのインターネットメディアやその他メディアの併用も可とする。
- (3) 本仕様書記載の委託業務内容について、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。